

ガス関係報告規則（附則第3条）記載要領

平成29年8月
資源エネルギー庁電力・ガス事業部
ガス市場整備室

ガス関係報告規則附則第3条について、記載の際の参考とするため、記載要領を下記のとおり作成し、指定旧供給区域等小売供給を行う旧一般ガスみなしガス小売事業者に対し連絡することとする。

1. 共通事項

- 報告書は、指定旧供給区域等小売供給を行う旧一般ガスみなしガス小売事業者が作成すること。
- 小売部門と導管部門が適宜連携して対応すること。
- 報告様式は、ガス関係報告規則附則第3条の規定に基づき、附則様式第2及び附則様式第3である。
- 指定旧供給区域等ごとに報告すること。
- 様式の行が足りない場合は、適宜追加して記入すること。
- 提出先は、ガス関係報告規則附則第3条の規定に基づき、経済産業大臣または指定旧供給区域等を管轄する経済産業局長のいずれかとする。
- 本報告は、別途指定する提出先アドレスに対してエクセルデータ形式により提出すること。
- 本報告における年度とは、4月1日を初日とした1年間とする。
- 「報告期限日」と「報告すべき時点」は、以下のとおりである。

	報告期限日	報告すべき時点
第1回	当年度5月15日	前年度12月末（第三四半期）
第2回	当年度8月15日	前年度3月末（第四四半期）
第3回	当年度11月15日	当年度6月末（第一四半期）
第4回	当年度2月15日	当年度9月末（第二四半期）

- 平成29年度は第1回の報告を不要とする。
- 第2回報告を除き、改正ガス事業法附則第22条第2項の解除が見込まれない場合、附則様式第2の各表を、附則様式第3を提出することをもって代えることができる（以下、当該書類提出を「簡便回答」という。）。ただし、附則様式第2の第2表、第3表、第4表のいずれも簡便回答する場合を除き、附則様式第2の第1表を簡便回答することはできない。附則様式第2の各表を簡便回答する場合には、「報告すべき時点」の属する月の4ヶ月後の15日（「報告期限日」の1ヶ月前）までに附則様式第3を提出しなければならない。
- 報告後に、追加的に資料提出を要請する場合がある。
- 本記載要領において、他燃料については、以下のとおり取扱う。

自社が供給する他燃料：LPガス又は旧簡易ガス

関係会社が供給する他燃料：LPガス、旧簡易ガス又は都市ガス

他社が供給する他燃料：LPガス、旧簡易ガス、都市ガス又は電気

2-1. 第1表 指定旧供給区域等における都市ガス利用率報告書

(記載要領)

- 「対象区域」には、平成29年3月31日時点における一般ガス事業者としての供給区域の一部に改正ガス事業法附則第22条第1項の義務が課されている場合は、指定旧供給区域等の名称（地区名等）を記入することとし、すべての供給区域に義務が課されている場合は「供給区域のすべて」と記入すること。なお、当該区域の標準熱量を（ ）書きすること。
- 「指定旧供給区域等内一般世帯数」の欄には、一般ガス導管事業者の供給計画と同様の考え方に基づいて、「報告すべき時点」の数値を記入すること。また、自治体の集計作業等の問題により、

「報告すべき時点」の指定旧供給区域等内一般世帯数を把握することが困難な場合には、至近の値を記入することを妨げない。ただし、この場合、家庭用調定件数の時点を一致させること。

○旧ガス事業法第2条第14項の規定により一般ガス事業とみなされていた簡易ガス事業に係る供給地点数（空き地及び空き家の数を除く。）は「指定旧供給区域等内一般世帯数」に含めないこと。

○「自社又は関係会社による他燃料供給世帯数」の欄には、指定旧供給区域等内において自社又は関係会社が他燃料を供給している調定件数を記入すること。なお、例えば「供給区域の存する町丁・字名における他燃料供給世帯数（調定件数）を全件計上する」など、実際の指定旧供給区域等内に存する他燃料供給世帯数（調定件数）以上の件数を確実に計上することが明らかである場合には、そのように計上することも妨げられない（必ずしも指定旧供給区域等の内外を判別して他燃料の需要家情報を管理していないことも考えられるため。）。

○「消費機器調査済件数」の欄には、ガスシステム改革小委員会における議論を踏まえ、消費機器調査結果等により都市ガス利用率の値を精緻化する場合にあっては、該当箇所はその件数を記入すること。なお、精緻化する場合の1件当たりの件数の評価は以下のとおりとする。

消費機器調査結果等	件 数
厨房、給湯及び暖房	1 件
厨房及び給湯	0. 8 件
厨房及び暖房	0. 4 件
給湯及び暖房	0. 8 件
厨房	0. 2 件
給湯	0. 6 件
暖房	0. 2 件

「厨房」：コンロの熱源が都市ガス等である場合（炊飯器やオーブン等の熱源は不問）

「給湯」：風呂の熱源が都市ガス等である場合（厨房等における小型湯沸し器等の熱源は不問）

「暖房」：都市ガス等を熱源とする暖房機器を少なくとも1つ所持している場合（他エネルギー暖房を併用している場合を含む。）

○都市ガス利用率の値を精緻化する場合（指定旧供給区域等内一般世帯数や家庭用調定件数を記入するに当たり、消費機器調査結果等を活用する場合）には、消費機器調査結果リスト①（自社が都市ガスを供給する需要家）、消費機器調査結果リスト②（自社が他燃料を供給する需要家）、消費機器調査結果リスト③（関係会社が他燃料を供給する需要家）を必要に応じて添付すること。

○「家庭用調定件数」には、「報告すべき時点」が属する月の家庭用調定件数を記入すること。

< 1. (1) 平成29年3月以前の新築物件（獲得件数） >

備考 1 用途の欄には、戸建住宅、集合住宅又は兼用を記載すること。

2 係数の欄には、第1表に示した係数を記載すること。また、消費機器調査結果等を活用する場合には、当該調査結果の一覧を添付すること。消費機器調査結果を活用しない場合及び兼用工の場合は「1」を記載することとし、兼用工において「1」以外の係数を使用する場合にあつては、その根拠資料を提出すること。

3 竣工年月の欄には、建築物竣工年月又はメーター取付け年月を記載すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 「対象区域」には、平成29年3月31日時点における一般ガス事業者としての供給区域の一部に改正ガス事業法附則第22条第1項の義務が課されている場合は、指定旧供給区域等の名称（地区名等）を記入することとし、すべての供給区域に義務が課されている場合は「供給区域のすべて」と記入すること。なお、当該区域の標準熱量を（ ）書きすること。
- 「報告すべき時点」から遡って3カ年の間にガスメーターを取り付けた新築物件を記入すること。ただし、平成29年4月1日以降のものは本表に記入しないこと。なお、必ずしもガス供給が開始されていることを要しない（例えば、新築物件で未入居のためガス供給が開始されていなくても、「一般ガス事業者として都市ガスを供給できる状態（ガスメーターが設置されている状態）」であれば、新築獲得物件として計上すること）。
- 「用途」の欄には、戸建住宅、集合住宅、業工用のいずれかの別を記入すること。
- 「獲得戸数」は、需要場所を単位として集計、記入すること。なお、集合住宅等で、同じ所在地に複数の住戸等がある場合には、まとめて記入することを妨げない。ただし、消費機器調査結果等により獲得戸数の値を精緻化する場合にあっては、同じ設備形態である場合に限りまとめて記入することができる。
- 「係数」の欄には、ガスシステム改革小委員会における議論を踏まえ、消費機器調査結果等により家庭用獲得戸数の値を精緻化する場合にあっては、下表に従って記入すること。また、業工用獲得戸数の値を精緻化する場合には、その根拠資料を別途添付すること（その考え方に合理性が認められる範囲内において、個別に評価）。なお、精緻化を実施しない場合は、「1」と記入すること。

4

給湯及び暖房	0. 8 件
厨房	0. 2 件
給湯	0. 6 件
暖房	0. 2 件

「厨房」：コンロの熱源が都市ガス等である場合（炊飯器やオーブン等の熱源は不問）

「給湯」：風呂の熱源が都市ガス等である場合（厨房等における小型湯沸し器等の熱源は不問）

「暖房」：都市ガス等を熱源とする暖房機器を少なくとも1つ所持している場合（他エネルギー暖房を併用している場合を含む。）

○獲得戸数を精緻化する場合には、消費機器調査結果リスト①（自社が都市ガスを供給する需要家）を添付すること。

○「補正後獲得戸数」の欄には、「獲得戸数」に「係数」を乗じた件数を記入すること。

○「竣工年月」の欄には、建物竣工年月又はメーター取付年月を記入すること。

○いわゆる建て替え物件は、新築物件に含まれる。ただし、リフォーム等により他燃料から都市ガスへ燃料転換する（ガスメーターを新設する）場合は既築物件となるため、留意すること。なお、リフォーム等によりガスメーターを撤去した後に再度新設する場合には、新築既築のいずれにおいても獲得物件としては取扱われない。

○大口需要（旧ガス事業法施行規則第3条第1項各号に掲げる要件のいずれにも適合する需要をいう。）に係る獲得物件は記入しないこと。

○「備考」欄には、特段の留意事項等がある場合に必要に応じて記入すること。

< 1. (2) 平成29年4月以降の新築物件（獲得件数） >

備考 1 用途の欄には、戸建住宅、集合住宅又は業工用を記載すること。
2 係数の欄には、第1表に示した係数を記載すること。また、消費機器調査結果等を活用する場合には、当該調査結果の一覧を添付すること。消費機器調査結果を活用しない場合及び業工用の場合は「1」を記載することとし、業工用において「1」以外の係数を使用する場合には、その根拠資料を提出すること。
3 竣工年数の欄には、建物竣工年月又はメーター取付け年月を記載すること。
4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

○本表は、平成29年度第3回報告から作成し、報告すること（平成29年度第2回報告までは作成しないこと。）。

- 「報告すべき時点」から遡って3ヵ年の間にガスメーターを取り付けた新築物件を記入すること。ただし、平成29年3月31日以前のは本表に記入しないこと。
- 「用途」の欄には、戸建住宅、集合住宅、業工用のいずれかの別を記入すること。
- 「獲得戸数（導管部門）」の欄には、ガスメーターを取り付けた件数を記入すること（需要場所を単位として集計、記入すること）。
- 「自社小売による開栓戸数」の欄には、「獲得戸数（導管部門）」のうち、初めて需要家へ小売供給したガス小売事業者が自社小売部門であった件数を記入すること。なお、その後に他のガス小売事業者へ供給者変更された場合であっても、件数から除外してはならない。

また、報告すべき時点で一度も開栓していない都市ガス採用物件（未開栓物件）が存在する場合、当該物件の戸数を「自社小売による開栓戸数」の件数に加えるとともに、「未開栓戸数●件（平成●年●月●日報告）」と「備考」の欄に記入すること。未開栓物件について、次回以降の報告すべき時点において、ガス小売事業者による開栓が確認されて状況に変化があった場合には、当該状況を踏まえて「自社小売による開栓戸数」の件数を修正し、「備考」の欄の「未開栓戸数●件（平成●年●月●日報告）」に続けて、「自社小売による未開栓物件の開栓●件（平成●年●月●日報告）」又は「他社小売による未開栓物件の開栓●件（平成●年●月●日報告）」と状況の変化を追記することができる。

- 「係数」の欄には、ガスシステム改革小委員会における議論を踏まえ、消費機器調査結果等により家庭用獲得戸数の値を精緻化する場合にあっては、下表に従って記入すること。また、業工用獲得戸数の値を精緻化する場合には、その根拠資料を別途添付すること（その考え方に合理性が認められる範囲内において、個別に評価）。なお、精緻化を実施しない場合は、「1」と記入すること。

消費機器調査結果等	係 数
-----------	-----

厨房、給湯及び暖房	1 件
厨房及び給湯	0. 8 件
厨房及び暖房	0. 4 件
給湯及び暖房	0. 8 件
厨房	0. 2 件
給湯	0. 6 件
暖房	0. 2 件

「厨房」：コンロの熱源が都市ガス等である場合（炊飯器やオーブン等の熱源は不問）

「給湯」：風呂の熱源が都市ガス等である場合（厨房等における小型湯沸し器等の熱源は不問）

「暖房」：都市ガス等を熱源とする暖房機器を少なくとも1つ所持している場合（他エネルギー暖房を併用している場合を含む。）

- 獲得戸数を精緻化する場合には、消費機器調査結果リスト①（自社が都市ガスを供給する需要家）を添付すること。
- 「補正後獲得戸数」の欄には、「自社小売による開栓戸数」に「係数」を乗じた件数を記入すること。
- 「竣工年月」の欄には、建物竣工年月又はメーター取付年月を記入すること。
- いわゆる建て替え物件は、新築物件に含まれる。ただし、リフォーム等により他燃料から都市ガスへ燃料転換する（ガスメーターを新設する）場合は既築物件となるため、留意すること。なお、リフォーム等によりガスメーターを撤去した後に再度新設する場合には、新築既築のいずれにおいても獲得物件としては取扱われない。
- 大口需要（ガス事業法施行規則第1条第2項第7号に掲げる要件のいずれにも適合する需要をいう。）に係る獲得物件は記入しないこと。
- 「備考」欄には、特段の留意事項等がある場合に必要に応じて記入すること。

1. (3) 新築物件 (不獲得件数)

(記載要領)

- 「所在地」の欄には、指定旧供給区域の存する都道府県及び市区町村名を記入すること。
- 「住宅着工件数」の欄には、「報告すべき時点」から遡って３年間に於ける当該指定旧供給区域に係る市区町村ごとの住宅着工件数を記入すること。住宅着工件数を記入するに当たっては、住宅着工統計 第１８表〔着工新設住宅：利用関係別、構造別、建て方別（戸数、床面積の合計）〕を用いること※。

※インターネット上で、政府統計の総合窓口「e-Stat」に掲載されている（「年度次」より該当年度の第18表をダウンロードすることにより、必要なデータを入手することが可能）。

stat.go.jp/SG1/estat/GL08020101.do?_toGL08020101_&tstatCode=000001016966&requestSender=search

- 「市区町村別世帯数」の欄には、「報告すべき時点」における一般世帯数を記入すること。ただし、自治体の集計作業等の問題により、「報告すべき時点」のこれらの一般世帯数を把握することが困難な場合には、至近の値を記入することを妨げない。
- 「供給区域内世帯数」の欄には、指定旧供給区域等内における一般世帯数を供給計画に記入する際の考え方と同様の考え方に基づいて記入すること。なお、「市区町村別世帯数」の欄において、自治体の集計作業等の問題により、「報告すべき時点」のこれらの一般世帯数を把握することが困難な場合であって、至近の値を記入する場合には、当該時点と一致させること。
- 「住宅着工件数」と「市区町村別世帯数」及び「供給区域内世帯数」の時点は一致させること。
- 「新築獲得件数」の欄には、附則様式第2の第2表1.(1)(2)の「補正後獲得件数(計)」の合算値を記入すること。
- 「自社又は関係会社が供給する他燃料に係る新築獲得件数」は、新築不獲得件数から除外すること(例えば、附則様式第2の第2表1.(1)を活用するなどして物件リストを作成し、添付する

こと)。なお、例えば「供給区域の存する町丁・字名における他燃料供給世帯数（調定件数）を全件計上する」など、実際の指定旧供給区域等内に存する他燃料供給世帯数（調定件数）以上の件数を確実に計上することが明らかである場合には、そのように計上することも妨げられない（必ずしも指定旧供給区域等の内外を判別して他燃料の需要家情報を管理していないことも考えられるため。）。

- 「自社又は関係会社が供給する他燃料に係る新築獲得件数」は、ガスシステム改革小委員会における議論を踏まえ、消費機器調査結果等により家庭用獲得戸数の値を精緻化することができる。この場合にあつては、下表に従うこと。また、業工用獲得戸数の値を精緻化する場合には、その根拠資料を別途添付すること（その考え方に合理性が認められる範囲内において、個別に評価）。なお、精緻化する場合の1件当たりの件数の評価は以下のとおりとする。

消費機器調査結果等	係 数
厨房、給湯及び暖房	1 件
厨房及び給湯	0. 8 件
厨房及び暖房	0. 4 件
給湯及び暖房	0. 8 件
厨房	0. 2 件
給湯	0. 6 件
暖房	0. 2 件

「厨房」：コンロの熱源が他燃料である場合（炊飯器やオーブン等の熱源は不問）

「給湯」：風呂の熱源が他燃料である場合（厨房等における小型湯沸し器等の熱源は不問）

「暖房」：他燃料を熱源とする暖房機器を少なくとも1つ所持している場合（他エネルギー暖房を併用している場合を含む。）

- 「自社又は関係会社が供給する他燃料に係る新築獲得件数」を精緻化する場合には、消費機器調査結果リスト②（自社が他燃料を供給する需要家）及び（又は）消費機器調査結果リスト③（関係会社が他燃料を供給する需要家）を添付すること。
- 「備考」欄には、特段の留意事項等がある場合に必要に応じて記入すること。

＜ 2. (1) 平成29年3月以前の既築物件（獲得件数） ＞

備考 1 用途の欄には、戸建住宅、集合住宅又は業工用を記載すること。
2 係数の欄には、第1表に示した係数を記載すること。また、消費機器調査結果等を活用する場合には、当該調査結果の一覧を添付すること。消費機器調査結果を活用しない場合及び業工用の場合は「1」を記載することとし、業工用において「1」以外の係数を使用する場合には、その根拠資料を提出すること。自社又は関係会社が供給する他燃料に係る需要を都市ガス供給に切替えた場合（獲得）においては、係数は「0」を選択することとし、備考欄にその旨を記載すること。
3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 「報告すべき時点」から遡って3ヵ年の間に他燃料から都市ガスへ転換（需要獲得）し、新たにガスメーターを取り付けた既築物件を記入すること。ただし、平成29年4月1日以降のものは本表に記入しないこと。なお、必ずしもガス供給が開始されていることを要しない（例えば、集合住宅物件で未入居のためガス供給が開始されていなくても、「一般ガス事業者として都市ガスを供給できる状態（ガスメーターが設置されている状態）」であれば、既築獲得物件として計上すること）。
- 「用途」の欄には、戸建住宅、集合住宅、業工用のいずれかの別を記入すること。
- 「獲得戸数」は、需要場所を単位として集計、記入すること。
- 「係数」の欄には、ガスシステム改革小委員会における議論を踏まえ、消費機器調査結果等により家庭用獲得戸数の値を精緻化する場合にあっては、下表に従って記入すること。また、業工用獲得戸数の値を精緻化する場合には、その根拠資料を別途添付すること（その考え方に合理性が認められる範囲内において、個別に評価）。なお、精緻化を実施しない場合は、「1」と記入すること。

「給湯」：風呂の熱源が都市ガス等である場合（厨房等における小型湯沸し器等の熱源は不問）

「暖房」：都市ガス等を熱源とする暖房機器を少なくとも1つ所持している場合（他エネルギー暖房を併用している場合を含む。）

- 獲得戸数を精緻化する場合には、消費機器調査結果リスト①（自社が都市ガスを供給する需要家）を添付すること。
- 他燃料事業者たる関係会社の需要家を自社の都市ガス供給にスイッチ（獲得）した場合及び自社が販売する他燃料に係る需要家を自社の都市ガス供給にスイッチ（獲得）した場合には、獲得件数から除外するため、「係数」欄に「0」と記入し、備考にその旨を記入すること。
- 「補正後獲得戸数」の欄には、「獲得戸数」に「係数」を乗じた件数を記入すること。
- リフォーム等により他燃料から都市ガスへ燃料転換する（ガスメーターを新設する）場合は既築物件に含まれる。ただし、いわゆる建て替え物件は、新築物件となるため、留意すること。なお、リフォーム等によりガスメーターを撤去した後に再度新設する場合には、新築既築のいずれにおいても獲得物件としては取扱われない。
- 大口需要（旧ガス事業法施行規則第3条第1項各号に掲げる要件のいずれにも適合する需要をいう。）に係る獲得物件は記入しないこと。
- 「備考」欄には、特段の留意事項等がある場合に必要に応じて記入すること。

＜ 2. (2) 平成29年4月以降の既築物件（他燃料からの獲得件数） ＞

備考 1 用途の欄には、戸建住宅、集合住宅又は兼工用を記載すること。

2 係数の欄には、第1表に示した係数を記載すること。また、消費機器調査結果等を活用する場合には、当該調査結果の一覧を添付すること。消費機器調査結果を活用しない場合及び兼工用の場合は「1」を記載することとし、兼工用において「1」以外の係数を使用する場合には、その根拠資料を提出すること。自社は関係会社が供給する他燃料に係る需要を都市ガス供給に切替えた場合（兼得）においては、係数は「0」を選択することとし、備考欄にその旨を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 本表は、平成29年度第3回報告から作成し、報告すること（平成29年度第2回報告までは作成しないこと。）。
- 「報告すべき時点」から遡って3ヵ年の間に他燃料から都市ガスへ転換（需要獲得）し、新たにガスメーターを取り付けた既築物件を記入すること。ただし、平成29年3月31日以前のは本表に記入しないこと。
- 「用途」の欄には、戸建住宅、集合住宅、業工用のいずれかの別を記入すること。
- 「獲得戸数（導管部門）」の欄には、ガスメーターを取り付けた件数を記入すること（需要場所を単位として集計、記入すること）。
- 「自社小売による開栓戸数」の欄には、「獲得戸数（導管部門）」のうち、初めて需要家へ小売供給したガス小売事業者が自社小売部門であった件数を記入すること。なお、その後に他のガス小売事業者へ供給者変更された場合であっても、件数から除外してはならない。

○「係数」の欄には、ガスシステム改革小委員会における議論を踏まえ、消費機器調査結果等により家庭用獲得戸数の値を精緻化する場合にあっては、下表に従って記入すること。また、業工用獲得戸数の値を精緻化する場合には、その根拠資料を別途添付すること（その考え方に合理性が認められる範囲内において、個別に評価）。なお、精緻化を実施しない場合は、「1」と記入すること。

消費機器調査結果等	係 数
厨房、給湯及び暖房	1 件
厨房及び給湯	0. 8 件
厨房及び暖房	0. 4 件
給湯及び暖房	0. 8 件
厨房	0. 2 件
給湯	0. 6 件
暖房	0. 2 件

「厨房」：コンロの熱源が都市ガス等である場合（炊飯器やオーブン等の熱源は不問）

「給湯」：風呂の熱源が都市ガス等である場合（厨房等における小型湯沸し器等の熱源は不問）

「暖房」：都市ガス等を熱源とする暖房機器を少なくとも1つ所持している場合（他エネルギー暖房を併用している場合を含む。）

- 獲得戸数を精緻化する場合には、消費機器調査結果リスト①（自社が都市ガスを供給する需要家）を添付すること。
- 「補正後獲得戸数」の欄には、「自社小売による開栓戸数」に「係数」を乗じた件数を記入すること。
- 他燃料事業者たる関係会社の需要家を自社の都市ガス供給にスイッチ（獲得）した場合及び自社が販売する他燃料に係る需要家を自社の都市ガス供給にスイッチ（獲得）した場合には、獲得件数から除外するため、「係数」欄に「0」と記入し、備考にその旨を記入すること。
- リフォーム等により他燃料から都市ガスへ燃料転換する（ガスメーターを新設する）場合は既築物件に含まれる。ただし、いわゆる建て替え物件は、新築物件となるため、留意すること。なお、リフォーム等によりガスメーターを撤去した後に再度新設する場合には、新築既築のいずれにおいても獲得物件としては取扱われない。
- 大口需要（ガス事業法施行規則第1条第2項第7号に掲げる要件のいずれにも適合する需要をいう。）に係る獲得物件は記入しないこと。
- 「備考」欄には、特段の留意事項等がある場合に必要に応じて記入すること。

＜ 2. (3) 平成 29 年 4 月以降の既築物件（他のガス小売事業者からの獲得件数） ＞

(記載要領)

- 本表は、平成32年度第2回報告から作成し、報告すること（平成32年度第1回報告までは作成しないこと。）。
- 「報告すべき時点」から遡って3カ年の間に都市ガスの供給者変更により獲得した需要（既築物件）を小売供給開始ベースで記入すること。
- 「用途」の欄には、戸建住宅、集合住宅、業工用のいずれかの別を記入すること。
- 「スイッチ獲得戸数」の欄には、都市ガスの供給者変更により獲得した件数を記入すること。
- 「係数」の欄には、ガスシステム改革小委員会における議論を踏まえ、消費機器調査結果等により家庭用獲得戸数の値を精緻化する場合にあっては、下表に従って記入すること。また、業工用獲得戸数の値を精緻化する場合には、その根拠資料を別途添付すること（その考え方に合理性が認められる範囲内において、個別に評価）。なお、精緻化を実施しない場合は、「1」と記入すること。

消費機器調査結果等	係 数
厨房、給湯及び暖房	1 件
厨房及び給湯	0. 8 件
厨房及び暖房	0. 4 件
給湯及び暖房	0. 8 件
厨房	0. 2 件
給湯	0. 6 件
暖房	0. 2 件

「暖房」：都市ガスを熱源とする暖房機器を少なくとも1つ所持している場合（他エネルギー暖房を併用している場合を含む。）

- スイッチ獲得戸数を精緻化する場合には、消費機器調査結果リスト①（自社が都市ガスを供給する

る需要家)を添付すること。

○「補正後獲得戸数」の欄には、「スイッチ獲得戸数」に「係数」を乗じた件数を記入すること。

○ガス小売事業者たる関係会社の需要家を自社にスイッチ（供給者変更により獲得）した場合には、獲得件数から除外するため、「係数」欄に「0」と記入し、備考にその旨を記入すること。

○「獲得年月」の欄には、小売供給を開始した年月を記入すること。

○大口需要（ガス事業法施行規則第1条第2項第7号に掲げる要件のいずれにも適合する需要をいう。）に係る獲得物件は記入しないこと。

○「備考」欄には、特段の留意事項等がある場合に必要に応じて記入すること。

○小口需要（大口需要を除く需要）への新規参入者が存在しない等の理由により対象物件が存しない場合は、「該当なし」と記入すること。

2-2. 第2表 指定旧供給区域等における需要獲得・離脱等報告書

2. (4) 既築物件（他燃料への離脱件数）

2. (4) 既築物件（他燃料への離脱件数）										年 月 から 年 月 まで		
番号	所在地				用途	離脱戸数	係数	補正後 離脱戸数	離脱先 他燃料	判断根拠	離脱年月	備考
	都道府県・市区町村	字町名	番地	建物名								
計									-	-	-	-

備考 1 用途の欄には、戸建住宅、集合住宅又は業工用を記載すること。
2 係数の欄には、部分離脱であることを確認できている場合に限り、離脱分に相当する係数を記載すること。部分離脱であることを確認できていない場合及び業工用の場合は「1」を記載することとし、業工用において「1」以外の係数を使用する場合にあっては、その根拠資料を提出すること。都市ガス供給から自社又は関係会社が供給する他燃料に切替えた場合（離脱）にあっては、係数は「0」を選択することとし、判断根拠の欄にその旨を記載すること。
3 離脱先他燃料の欄には、需要家から聴取した内容等を記載すること。また、不明の場合は「不明」と記載すること。
4 判断根拠の欄には、記載した係数、離脱先他燃料及び離脱年月に係る判断根拠を記載すること。
5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(記載要領)

○「報告すべき時点」から遡って3カ年の間に都市ガスから他燃料へ転換（需要離脱）された、と把握※している既築物件を記入すること。

※転居等による単なる解約との識別が困難である場合など、必ずしも既築物件の離脱件数を全件把握

できているとは限らないと考えられるため。

○「用途」の欄には、戸建住宅、集合住宅、業工用のいずれかの別を記入すること。

○「離脱戸数」は、需要場所を単位として集計、記入すること。

○「係数」の欄には、ガスシステム改革小委員会における議論を踏まえ、消費機器調査結果等により家庭用離脱戸数の値を精緻化する場合にあっては、下表に従って記入すること※。また、業工用離脱戸数の値を精緻化する場合には、その根拠資料を別途添付すること（その考え方に合理性が認められる範囲内において、個別に評価）。なお、精緻化を実施しない場合は、「1」と記入すること。

※部分離脱については、部分離脱であることを確認できている場合に限り、離脱分に相当する係数を記載すること。部分離脱であることを確認できていない場合は「1」と記入すること。

消費機器調査結果等	係 数
厨房、給湯及び暖房	1 件
厨房及び給湯	0. 8 件
厨房及び暖房	0. 4 件
給湯及び暖房	0. 8 件
厨房	0. 2 件
給湯	0. 6 件
暖房	0. 2 件

「厨房」：コンロの熱源が離脱した場合（炊飯器やオーブン等の熱源は不問）

「給湯」：風呂の熱源が離脱した場合（厨房等における小型湯沸し器等の熱源は不問）

「暖房」：都市ガスを熱源とする暖房機器の全てが離脱した場合（都市ガスを熱源とする暖房の一部が残存している場合は離脱にはカウントしない。）

- 第2表の他表において精緻化を実施する場合には、合理的な理由がある場合を除き、本表においても精緻化を実施すること。
- 離脱戸数を精緻化する場合には、消費機器調査結果リスト①（自社が都市ガスを供給する需要家）を添付すること。
- 他燃料事業者たる関係会社にスイッチ（離脱）した場合及び自社が販売する他燃料にスイッチ（離脱）した場合には、離脱件数から除外するため、「係数」欄に「0」と記入し、備考にその旨を記入すること。
- 「補正後離脱戸数」の欄には、「離脱戸数」に「係数」を乗じた件数を記入すること。
- 「離脱先他燃料」の欄には、需要家からのヒアリング等によって把握した都市ガス以外の燃料を記入すること。また、不明の場合は「不明」と記入すること。
- 「判断根拠」の欄には、「係数」「離脱先他燃料」及び「離脱年月」に係る判断根拠を記入すること。
- いわゆる建て替えやリフォームのための建物解体等、もしくは需要家の転居、死去等に伴って単に閉栓したり、メーター撤去したりする物件（他燃料へ燃料転換されていない物件）は、離脱物件には含まない。ただし、リフォーム等（建て替えを除く）により都市ガスから他燃料へ燃料転換される場合は離脱物件に含まれる。
- 大口需要（平成29年3月以前においては旧ガス事業法施行規則第3条第1項各号に掲げる要件のいずれにも適合する需要をいい、平成29年4月以降においてはガス事業法施行規則第1条第2項第7号に掲げる要件のいずれにも適合する需要をいう。）に係る離脱物件は記入しないこと。
- 「備考」欄には、特段の留意事項等がある場合に必要に応じて記入すること。

＜ 2.（5）平成29年4月以降の既築物件（他のガス小売事業者への離脱件数） ＞

(記載要領)

- 本表は、平成32年度第2回報告から作成し、報告すること。（平成32年度第1回報告までは作成しないこと。）
- 「報告すべき時点」から遡って3ヵ年の間に都市ガスの供給者変更により離脱した需要（既築物件）を小売供給終了ベースで記入すること。
- 「用途」の欄には、戸建住宅、集合住宅、業工用のいずれかの別を記入すること。
- 「離脱戸数」の欄には、都市ガスの供給者変更により離脱した件数を記入すること。
- 「係数」の欄には、ガスシステム改革小委員会における議論を踏まえ、消費機器調査結果等により家庭用離脱戸数の値を精緻化する場合にあっては、下表に従って記入すること。また、業工用離脱戸数の値を精緻化する場合には、その根拠資料を別途添付すること（その考え方に合理性が認められる範囲内において、個別に評価）。なお、精緻化を実施しない場合は、「1」と記入すること。

消費機器調査結果等	係 数
厨房、給湯及び暖房	1 件
厨房及び給湯	0. 8 件
厨房及び暖房	0. 4 件
給湯及び暖房	0. 8 件
厨房	0. 2 件
給湯	0. 6 件
暖房	0. 2 件

「暖房」：都市ガスを熱源とする暖房機器を少なくとも1つ所持している場合（他エネルギー暖房を併用している場合を含む。）

- 第2表の他表において精緻化を実施する場合には、合理的な理由がある場合を除き、本表におい

でも精緻化を実施すること

- 離脱戸数を精緻化する場合には、消費機器調査結果リスト①（自社が都市ガスを供給する需要家）を添付すること。
- ガス小売事業者たる関係会社にスイッチ（供給者変更により離脱）した場合には、離脱件数から除外するため、「係数」欄に「0」と記入し、備考にその旨を記入すること。
- 「補正後離脱戸数」の欄には、「離脱戸数」に「係数」を乗じた件数を記入すること。
- 大口需要（ガス事業法施行規則第1条第2項第7号に掲げる要件のいずれにも適合する需要をいう。）に係る離脱物件は記入しないこと。
- 「備考」欄には、特段の留意事項等がある場合に必要に応じて記入すること。
- 小口需要（大口需要を除く需要）への新規参入者が存在しない等の理由により対象物件が存しない場合は、「該当なし」と記入すること。

2－2. 第2表 指定旧供給区域等における需要獲得・離脱等報告書

< 3. 合計 >

3. 合計		年 月から 年 月まで
都市ガス供給採用件数 (A)		
他燃料採用件数 (B)		
都市ガス利用率 (C)		
$(A) \div 0.5 \times 1 / 2$		(D)
$(B) \div (C)$		(E)
結果		

備考 1 結果の欄には、計算に応じて「(D) > (E)」又は「(D) ≤ (E)」のいずれかを記載すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(記載要領)

- 「都市ガス供給採用件数 (A)」の欄には、第2表1. (1) (2)、第2表2. (1) (2) (3) の各「補正後獲得戸数 (計)」の合算値を記入すること。
- 「他燃料採用件数 (B)」の欄には、第2表1. (3) の「新築不獲得物件 合計」に、第2表2. (4) (5) の各「補正後離脱戸数 (計)」の合算値を加えた値を記入すること。
- 「都市ガス利用率 (C)」の欄には、第1表の「3. 都市ガス利用率」を記入すること。
- 「結果」の欄には、計算に応じて「(D) > (E)」又は「(D) ≤ (E)」のいずれかを記載すること。

2－3．第3表 指定旧供給区域におけるガス販売量報告書

第3表	指定旧供給区域等におけるガス販売量報告書 殿	みなしガス小売事業者名 _____ (対象区域 _____) 年 ____ 月 ____ から 年 ____ 月 ____ まで 販売量 _____ (m³)
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。		

(記載要領)

- 本表は、平成29年度第3回報告から作成し、報告すること（平成29年度第2回報告までは作成しないこと。）。
- 「報告すべき時点」から遡って1ヵ年の間の大口需要（ガス事業法施行規則第1条第2項第7号に規定）を除く都市ガス販売量を記入すること。ただし、平成29年3月31日以前においては、大口需要として旧ガス事業法施行規則第3条第1項各号に掲げる要件のいずれにも適合する需要を除外すること。
- 「対象区域」には、平成29年3月31日時点における一般ガス事業者としての供給区域の一部に改正ガス事業法附則第22条第1項の義務が課されている場合は、指定旧供給区域等の名称（地区名等）を記入することとし、すべての供給区域に義務が課されている場合は「供給区域のすべて」と記入すること。なお、当該区域の標準熱量を（ ）書きすること。
- 該当する販売量がない場合は、「0 m³」と記入すること。

2-4. 第4表 指定旧供給区域等におけるガス販売量・契約件数等報告書

第 4 表

指定旧供給区域等におけるガス販売量・契約件数等報告書

みなしガス小売事業者名
（対象区域）

1.

指定旧供給区域等における契約件数

年　月　時点

自由料金メニューによる契約件数	件
指定旧供給区域等小売供給約款による契約件数	件

2.

指定旧供給区域等におけるガス販売量、販売額等

番号	年　　 月から 年 月まで			年 月から 年 月まで			年 月から 年 月まで					
	ガス販売量 (㎡) (1)	販売額 (円) (2)	原料費調整単位数 (円/㎡) (3) ((4)=(1)×(3))	補正後販売額 (円) (4) ((5)=(2)-(4))	ガス販売量 (㎡) (1)	販売額 (円) (2)	原料費調整単位数 (円/㎡) (3) ((4)=(1)×(3))	補正後販売額 (円) (4) ((5)=(2)-(4))	ガス販売量 (㎡) (1)	販売額 (円) (2)	原料費調整単位数 (円/㎡) (3) ((4)=(1)×(3))	補正後販売額 (円) (4) ((5)=(2)-(4))
計		-				-				-		
平均単位	(円/m³)			(円/m³)			(円/m³)					

備考

1

「自由料金メニューによる契約件数」が成立しない場合は、2に記載することを要しない。

2

原料費調整額の欄には、直近の指定旧供給区域等小売供給約款における原料費調整において、調整單位料金を算定するために基準單位料金に増減する金額を記入すること。

3

用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とすること。

(記載要領)

- 本表は、平成３２年度第２回報告から作成し、報告すること（平成３２年度第１回報告までは作成しないこと。）。
- 「対象区域」には、平成２９年３月３１日時点における一般ガス事業者としての供給区域の一部に改正ガス事業法附則第２２条第１項の義務が課されている場合は、指定旧供給区域等の名称（地区名等）を記入することとし、すべての供給区域に義務が課されている場合は「供給区域のすべて」と記入すること。なお、当該区域の標準熱量を（ ）書きすること。

＜ 1. 指定旧供給区域等における契約件数＞

- 「自由料金メニューによる契約件数」の欄には、「報告すべき時点」の属する月における自社小売部門による自由料金メニューによる契約件数もしくは調定件数を記入すること。
- 「指定旧供給区域等小売供給約款による契約件数」の欄には、「報告すべき時点」の属する月における指定旧供給区域小売供給約款による契約件数もしくは調定件数を記入すること。

＜2. 指定旧供給区域等におけるガス販売量、販売額等＞

- 1 において「自由料金メニューによる契約件数≧指定旧供給区域等小売供給約款による契約件数」が成立しない場合は、2 に記入することを要しない。
- 「報告すべき時点」から遡って3 ヶ年の間の大口需要（ガス事業法施行規則第 1 条第 2 項第 7 号に規定）を除く都市ガス販売量及び都市ガス売上高に関して記入すること。
- 1 m³当たりの熱量は、指定旧供給区域の一般ガス導管事業者が定める標準熱量とする。
- 「原料費調整単位額」の欄には、平成 2 8 年度末時点の一般ガス供給約款における基準平均原料価格を用いて算定される原料価格変動額から導き出される 1 m³当たりの増減金額（注）を記入すること。

(注) 旧標準一般ガス供給約款「23 単位料金の調整(1)①②」の「 ± 0.000 円 $\times$ 原料
価格変動額 $\div 100$ 円」を指す。なお、「 0.000 円」とは、原料価格が 100 円変動した
場合の 1 m^3 相当のガス料金の調整額を一定算式にもとづいて算出した数値のことをいう。

- 「原料費調整額」とは、原料費調整単位額にガス販売量を乗じた金額をいう。
- 「番号」の欄には、該当する月を記入すること。なお、上から順に1ヵ月目、2ヵ月目とし、以降順に記入すること（2つの暦年に跨る場合は、12月の次に「1月」を記入すること）。
- 「販売額」の欄には、該当月の都市ガス売上高を記入すること。なお、都市ガス売上高に占める託送料金を除外した金額を記入することも妨げない（この場合、欄外にその旨を注記すること）。
- 「平均単価」の欄には、「補正後販売額（計）」を、「ガス販売量（計）」で除した数値を記入すること。
- 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項及び第28条第1項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等の第3（3）により改正法附則第22条第2項の経済産業大臣の指定の解除を国において検討する場合であって、「報告すべき時点」から遡って3ヵ年の間に指定旧供給区域における一般ガス導管事業者の託送料金が改定されている場合には、追加的に、「販売額」から、それに占める託送料金を除外した金額を記入して再報告を求めることとなるため、留意すること。ただし、あらかじめ託送料金を除外して販売額を記入している場合は、この限りでない。

3. 附則様式第3に関する記載要領

附則様式第3（附則第3条関係）		競争関係に係る報告書	年 月 日
殿		みなしガス小売事業者名 (対象区域)	
当該指定旧供給区域等における 年 月から 年 月までのガス小売事業者等との間の競争関係について、特段の状況の変化はありません。			
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。			

（記載要領）

○第2回報告を除き、改正ガス事業法附則第22条第2項の解除が見込まれない場合、附則様式第2の各表において、本様式を提出することをもってこれに代えることができる。ただし、附則様式第2の第2表、第3表、第4表のいずれも簡便回答する場合を除き、附則様式第2の第1表を簡便回答することはできない。附則様式第2の各表を簡便回答する場合には、「報告すべき時点」の属する月の4ヶ月後の15日（「報告期限日」の1ヶ月前）までに本様式を提出しなければならない。

（注）簡便回答は、平成29年度第3回報告から可能となる。

○附則様式第2の各表のうち、簡便回答するものを本様式中（本文の下部）に明記すること。

○「対象区域」には、平成29年3月31日時点における一般ガス事業者としての供給区域の一部に改正ガス事業法附則第22条第1項の義務が課されている場合は、指定旧供給区域等の名称（地区名等）を記入することとし、すべての供給区域に義務が課されている場合は「供給区域のすべて」と記入すること。なお、当該区域の標準熱量を（ ）書きすること。

4. 消費機器調査結果リスト及びその記載要領

4-1. 消費機器調査結果リスト①（自社が都市ガスを供給する需要家）

No.	所在地				戸数 (注1)	用途 (注2)	厨房(注3)		給湯(注4)		暖房(注5)		係数	補正後戸数	調査年月日 (注6)	備考 (注7)
	都道府県・市区町村	字町名	番地	建物名(部屋番号)(注1)			有無	有無	有無	有無	有無	有無				
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																

(記載要領)

- 附則様式第2の第1表、第2表1.(1)(2)、第2表2.(1)(2)(3)(4)(5)において、自社の都市ガスを供給する家庭用需要家の消費機器調査結果等により各種の値を精緻化する場合にあっては、その根拠資料として本表を添付すること（精緻化しない場合には添付を要しない）。
- 附則様式第2の第1表及び第2表各表に添付する場合においては、表ごとに作成すること。また、原則として相互に整合的であること。
- 業工用に係る各種の値を精緻化する場合には、その根拠資料を本表に拠らず別途添付すること（その考え方に合理性が認められる範囲内において、個別に評価）。
- ガスシステム改革小委員会における議論を踏まえ、家庭用の消費機器調査結果等により各種の値を精緻化する場合の1件当たりの件数の評価は以下のとおりとする。

消費機器調査結果等	件数
厨房、給湯及び暖房	1件
厨房及び給湯	0.8件
厨房及び暖房	0.4件
給湯及び暖房	0.8件
厨房	0.2件
給湯	0.6件
暖房	0.2件

「厨房」：コンロの熱源が都市ガス等である場合（炊飯器やオーブン等の熱源は不問）

「給湯」：風呂の熱源が都市ガス等である場合（厨房等における小型湯沸し器等の熱源は不問）

「暖房」：都市ガス等を熱源とする暖房機器を少なくとも1つ所持している場合（他エネルギー暖房を併用している場合を含む。）

- 消費機器調査結果については、提出時点から48ヵ月以内のもの（複数ある場合は最新のもの）を用いること。
- 消費機器調査を実施した需要場所単位で記入すること。ただし、集合住宅の場合には、消費機器が同一仕様であれば一括して記入することを妨げない。

- 「用途」の欄には、「戸建住宅」もしくは「集合住宅」の別を記入すること。
- 「厨房」の欄には、コンロの熱源に都市ガスを利用している場合は、左列に「有」と記入し、右列に「0. 2」と記入すること。そうでない場合には、左列に「無」と記入し、右列に「0」と記入すること。
- 「給湯」の欄には、風呂の熱源に都市ガスを利用している場合は、左列に「有」と記入し、右列に「0. 6」と記入すること。そうでない場合には、左列に「無」と記入し、右列に「0」と記入すること。
- 「暖房」の欄には、都市ガスを熱源とする暖房機器を少なくとも1以上所持していることが確認できた場合は、左列に「有」と記入し、右列に「0. 2」と記入すること。そうでない場合には、左列に「無」と記入し、右列に「0」と記入すること。
- 「係数」の欄には、「厨房」「給湯」「暖房」の各右列に記入した値の合計値を記入すること。
- 「補正後戸数」の欄には、「戸数」に「係数」を乗じた数値を記入すること。
- 「調査年月日」の欄は、消費機器調査を実施した年月日を記入すること。ただし、集合住宅で調査年月日が複数ある場合には、最も古い年月日を記入すること。
- 定期保安巡回以外の機会を活用して実施した消費機器調査の場合には、「備考」欄に当該調査について記入すること（定期保安巡回による消費機器調査結果である場合は、記入を要しない。）。
- 消費機器調査等の結果帳票については、必要に応じ、提出を求めることがある。

4-2. 消費機器調査結果リスト②（自社が他燃料を供給する需要家）

No.	所在地				戸数 (注1)	用途 (注2)	厨房(注3)			給湯(注4)			係数	補正後戸数	調査年月日 (注6)	備考 (注7)
	都道府県・市区町村	字町名	番地	建物名(部屋番号)(注1)			有	無	無	有	無	無				
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																

(記載要領)

- 附則様式第2の第1表及び第2表1.(3)において、自社が他燃料を供給する家庭用需要家の消費機器調査結果等により各種の値を精緻化する場合にあっては、その根拠資料として本表を添付すること（精緻化しない場合には添付を要しない）。
- 業工用に係る各種の値を精緻化する場合には、その根拠資料を本表に拠らず別途添付すること（その考え方に合理性が認められる範囲内において、個別に評価）。
- ガスシステム改革小委員会における議論を踏まえ、家庭用の消費機器調査結果等により各種の値を精緻化する場合の1件当たりの件数の評価は以下のとおりとする。

消費機器調査結果等	件数
厨房、給湯及び暖房	1件
厨房及び給湯	0.8件
厨房及び暖房	0.4件
給湯及び暖房	0.8件
厨房	0.2件
給湯	0.6件
暖房	0.2件

「厨房」：コンロの熱源が他燃料である場合（炊飯器やオーブン等の熱源は不問）

「給湯」：風呂の熱源が他燃料である場合（厨房等における小型湯沸し器等の熱源は不問）

「暖房」：他燃料を熱源とする暖房機器を少なくとも1つ所持している場合（他エネルギー暖房を併用している場合を含む。）

- 消費機器調査結果については、提出時点から48ヵ月以内のもの（複数ある場合は最新のもの）を用いること。
- 消費機器調査を実施した需要場所単位で記入すること。ただし、集合住宅の場合には、消費機器が同一仕様であれば一括して記入することを妨げない。
- 「用途」の欄には、「戸建住宅」もしくは「集合住宅」の別を記入すること。
- 「厨房」の欄には、コンロの熱源に他燃料を利用している場合は、左列に「有」と記入し、右列に「0.2」と記入すること。そうでない場合には、左列に「無」と記入し、右列に「0」と記入すること。
- 「給湯」の欄には、風呂の熱源に他燃料を利用している場合は、左列に「有」と記入し、右列に

「0. 6」と記入すること。そうでない場合には、左列に「無」と記入し、右列に「0」と記入すること。

○「暖房」の欄には、他燃料を熱源とする暖房機器を少なくとも1以上所持していることが確認できた場合は、左列に「有」と記入し、右列に「0. 2」と記入すること。そうでない場合には、左列に「無」と記入し、右列に「0」と記入すること。

○「係数」の欄には、「厨房」「給湯」「暖房」の各右列に記入した値の合計値を記入すること。

○「補正後戸数」の欄には、「戸数」に「係数」を乗じた数値を記入すること。

○「調査年月日」の欄は、消費機器調査を実施した年月日を記入すること。ただし、集合住宅で調査年月日が複数ある場合には、最も古い年月日を記入すること。

○定期保安巡回以外の機会を活用して実施した消費機器調査の場合には、「備考」欄に当該調査について記入すること（定期保安巡回による消費機器調査結果である場合は、記入を要しない。）。

○消費機器調査等の結果帳票については、必要に応じ、提出を求めることがある。

4-3. 消費機器調査結果リスト③（関係会社が他燃料を供給する需要家）

No.	所在地				戸数 (注1)	用途 (注2)	厨房(注3)		給湯(注4)		暖房(注5)		係数	補正後戸数	調査年月日 (注6)	備考 (注7)
	都道府県・市区町村	字町名	番地	建物名(部屋番号)(注1)			有無	有無	有無	有無	有無	有無				
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																

(記載要領)

- 附則様式第2の第1表及び第2表1.(3)において、関係会社が他燃料を供給する家庭用需要家の消費機器調査結果等により各種の値を精緻化する場合にあつては、その根拠資料として本表を添付すること（精緻化しない場合には添付を要しない）。
- 業工用に係る各種の値を精緻化する場合には、その根拠資料を本表に拠らず別途添付すること（その考え方に合理性が認められる範囲内において、個別に評価）。
- ガスシステム改革小委員会における議論を踏まえ、家庭用の消費機器調査結果等により各種の値を精緻化する場合の1件当たりの件数の評価は以下のとおりとする。

消費機器調査結果等	件数
厨房、給湯及び暖房	1件
厨房及び給湯	0.8件
厨房及び暖房	0.4件
給湯及び暖房	0.8件
厨房	0.2件
給湯	0.6件
暖房	0.2件

「厨房」：コンロの熱源が他燃料である場合（炊飯器やオーブン等の熱源は不問）

「給湯」：風呂の熱源が他燃料である場合（厨房等における小型湯沸し器等の熱源は不問）

「暖房」：他燃料を熱源とする暖房機器を少なくとも1つ所持している場合（他エネルギー暖房を併用している場合を含む。）

- 消費機器調査結果については、提出時点から48ヵ月以内のもの（複数ある場合は最新のもの）を用いること。
- 消費機器調査を実施した需要場所単位で記入すること。ただし、集合住宅の場合には、消費機器が同一仕様であれば一括して記入することを妨げない。
- 「用途」の欄には、「戸建住宅」もしくは「集合住宅」の別を記入すること。
- 「厨房」の欄には、コンロの熱源に他燃料を利用している場合は、左列に「有」と記入し、右列に「0.2」と記入すること。そうでない場合には、左列に「無」と記入し、右列に「0」と記入すること。
- 「給湯」の欄には、風呂の熱源に他燃料を利用している場合は、左列に「有」と記入し、右列に

「0. 6」と記入すること。そうでない場合には、左列に「無」と記入し、右列に「0」と記入すること。

○「暖房」の欄には、他燃料を熱源とする暖房機器を少なくとも1以上所持していることが確認できた場合は、左列に「有」と記入し、右列に「0. 2」と記入すること。そうでない場合には、左列に「無」と記入し、右列に「0」と記入すること。

○「係数」の欄には、「厨房」「給湯」「暖房」の各右列に記入した値の合計値を記入すること。

○「補正後戸数」の欄には、「戸数」に「係数」を乗じた数値を記入すること。

○「調査年月日」の欄は、消費機器調査を実施した年月日を記入すること。ただし、集合住宅で調査年月日が複数ある場合には、最も古い年月日を記入すること。

○定期保安巡回以外の機会を活用して実施した消費機器調査の場合には、「備考」欄に当該調査について記入すること（定期保安巡回による消費機器調査結果である場合は、記入を要しない。）。

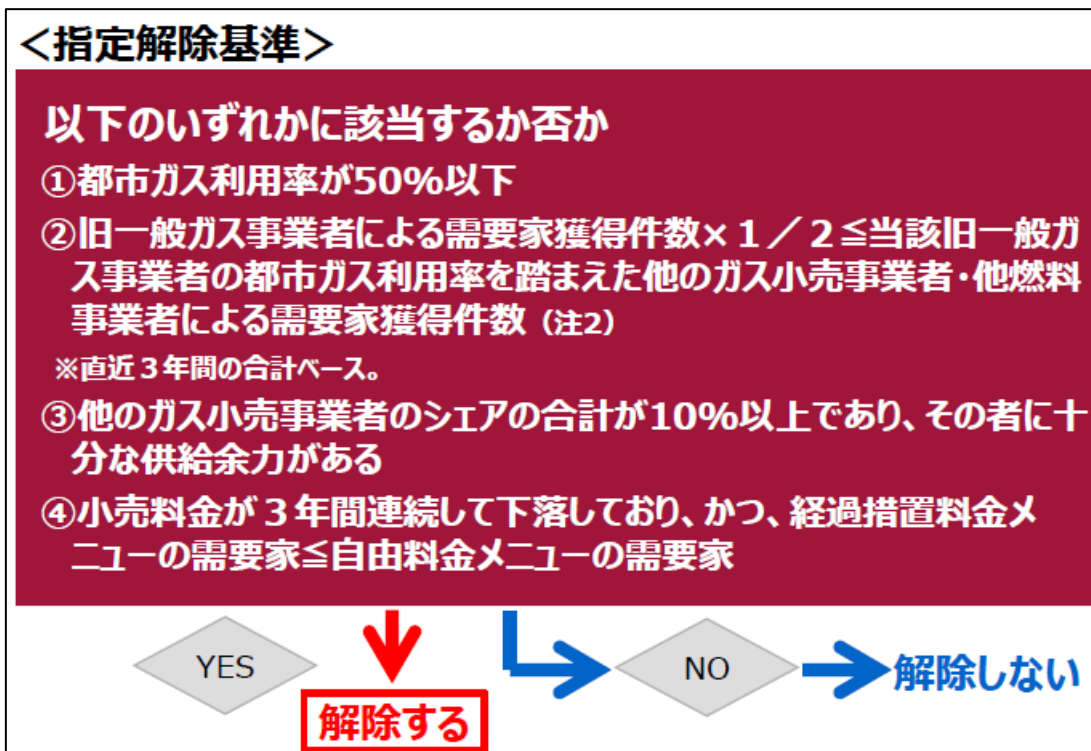
○消費機器調査等の結果帳票については、必要に応じ、提出を求めることがある。

(参考1) 附則様式第2の第1表～第4表と、消費機器調査結果リスト①～③の関連

	消費機器調査結果リスト		
	①	②	③
第1表	○	○	○
第2表 1.(1)	○	×	×
第2表 1.(2)	○	×	×
第2表 1.(3)	×	○	○
第2表 2.(1)	○	×	×
第2表 2.(2)	○	×	×
第2表 2.(3)	○	×	×
第2表 2.(4)	○	×	×
第2表 2.(5)	○	×	×
第2表 3.	×	×	×
第3表	×	×	×
第4表	×	×	×

(参考2) 指定旧供給区域等の指定の解除基準

(第10回制度設計専門会合(平成28年9月2日) 資料6より抜粋)



(注) 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等第3に基づき、上記①から④までのいずれかの場合に該当する場合であっても、適正な競争関係が確保されていると認められない場合には、指定解除を行わない。

以 上